

第20期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

● 事業報告

「主要な営業所」
「従業員の状況」
「主要な借入先の状況」
「株式の状況」
「新株予約権等の状況」
「会計監査人の状況」
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
「会社の支配に関する基本方針」

● 計算書類

「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

第20期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

タメニ一株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

主要な営業所（2024年3月31日現在）

本社	東京都品川区
事務所	東京都渋谷区（※）
店舗	<ul style="list-style-type: none"> ●パートナーエージェント・パーティー事業併設店舗 <ul style="list-style-type: none"> 1. 札幌店（北海道札幌市中央区） 2. 仙台店（宮城県仙台市青葉区） 3. 丸の内店（東京都千代田区） 4. 上野店（東京都台東区） 5. 大宮店（埼玉県さいたま市大宮区） 6. 横浜店（神奈川県横浜市西区） 7. 高崎店（群馬県高崎市） 8. 静岡店（静岡県静岡市葵区） 9. 神戸店（兵庫県神戸市中央区） 10. 京都店（京都府京都市下京区） 11. 福岡店（福岡県福岡市中央区） ●パートナーエージェント専用店舗 <ul style="list-style-type: none"> 12. 新宿店（東京都新宿区） 13. 池袋店（東京都豊島区） 14. 船橋店（千葉県船橋市） 15. 名古屋店（愛知県名古屋市中村区） ●パートナーエージェント・保険クリニック併設店舗 <ul style="list-style-type: none"> 16. 銀座店（東京都千代田区） ●パートナーエージェント・ウェディング・保険クリニック併設店舗 <ul style="list-style-type: none"> 17. 梅田店（大阪府大阪市北区） ●ウェディング専門店舗 <ul style="list-style-type: none"> 18. 新宿ショールーム（東京都新宿区） 19. 名古屋ショールーム（愛知県名古屋市中村区） ●studio LUMINOUS専用店舗 <ul style="list-style-type: none"> 20. LUMINOUS銀座（東京都中央区） 21. LUMINOUS渋谷（東京都渋谷区） 22. LUMINOUS天神（福岡県福岡市中央区） 23. LUMINOUSお台場（東京都江東区） 24. LUMINOUS名古屋（愛知県名古屋市中村区） 25. LUMINOUS大阪（大阪府大阪市中央区）

※ 主にウェディング事業全体の企画及び管理を担当する事務所であります。

従業員の状況（2024年3月31日現在）

セグメントの名称	従業員数	前事業年度末比増減
婚活事業	137 (11) 名	9名減 (1名減)
カジュアルウェディング事業	90 (15) 名	21名減 (3名減)
ライフ＆テック事業	13 (0) 名	2名減 (3名減)
地方創生事業	6 (12) 名	2名減 (4名増)
報告セグメント計	246 (38) 名	34名減 (3名減)
全社（共通）	44 (2) 名	16名減 (1名増)
合計	290 (40) 名	50名減 (2名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及びアルバイト社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当期において従業員数は50名減少しておりますが、その主要因はカジュアルウェディング事業及び管理部門の組織構造の効率化です。

主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,217百万円
株式会社商工組合中央金庫	857百万円
株式会社三井住友銀行	671百万円
株式会社日本政策金融公庫	297百万円
株式会社横浜銀行	290百万円
株式会社きらぼし銀行	129百万円
株式会社北陸銀行	122百万円
株式会社千葉銀行	122百万円

株式の状況（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 35,280,000株
- (2) 発行済株式の総数 26,265,100株
- (3) 株主数 7,403名

(注) 発行済株式の総数が前事業年度に比べ6,000株増加しておりますが、これは、新株予約権の行使によるものであります。

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
佐 藤 茂	3,241,000株	12.34%
株式会社 T M S ホールディングス	1,803,000株	6.86%
株式会社 フォーシスアンドカンパニー	1,595,700株	6.08%
株 式 会 社 ト 一 テ ム	1,300,000株	4.95%
S M B C 日興証券株式会社	834,200株	3.18%
楽 天 証 券 株 式 会 社	713,800株	2.72%
小 林 正 樹	441,000株	1.68%
高 梨 雄 一 朗	398,500株	1.52%
貝 瀬 雄 一	390,100株	1.49%
株 式 会 社 S B I 証 券	336,900株	1.28%

(注) 持株比率は、自己株式129株を控除して計算しております。なお、タメニー株式会社従業員持株会が所有する株主名簿上の当社株式248,200株については、自己株式には含めておりません。

新株予約権等の状況（2024年3月31日現在）

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社従業員に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会にて協議の上、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した懲戒処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことによる契約の新規の締結を除く。）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び従業員は、企業倫理規程に基づいて、高い倫理感と良心をもって職務遂行にあたり、法令、定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。
- ②コンプライアンス体制の構築・維持については、代表取締役社長の命を受けた内部監査室が、内部監査規程に基づき、取締役及び従業員の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、代表取締役社長に報告するものとします。なお、法令遵守に関する社内教育・研修は総務部門と連携して行うものとし、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、取締役及び従業員に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことによりコンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成するものとします。
- ③内部通報規程に基づき、法令違反、社内諸規程上疑義のある行為等についてその情報を直接提供することができる内部通報窓口を設置し、社内周知の上、運用するものとします。また、通報内容については、速やかに調査を行い、是正のための措置を講じるものとします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的記録により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理をするものとします。なお、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理規程に基づき、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な対策を講じるため、リスク管理とコンプライアンスを一体で推進するリスク・コンプライアンス委員会を設置します。リスクの回避及び軽減等に必要な対策を講じるとともに、講じた対策が有効であるか定期的に評価するものとします。なお、緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長を最高責任者とする体制をとり、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定するものとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、全社的に共有する事業計画を定め、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを

定めるものとし、その達成に向けて月次で予算管理を行い、主要な指標については、進捗管理を行うものとします。

②定時取締役会については月1回開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行うものとします。

(5) **会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

①子会社の業務管理のため、関係会社管理規程を制定するとともに統括的に管理を行う取締役を任命し、職務の執行にかかる重要な事項の報告を義務付ける等、厳正な指導、監督を行うものとします。

②子会社の損失のリスク等については、リスク管理規程に基づき、リスク管理を行うものとします。

③子会社から毎月の業況を当社取締役会に報告させ、計画の進捗管理を行うものとします。

④監査役並びに内部監査室は、子会社等の重要な業務運営について、法令及び定款に適合しているか、監査を実施し、その結果を報告するものとします。

(6) **監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項**

内部監査室が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合、監査役はそれを指定できるものとします。

(7) **前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

監査役より監査業務に係る指揮命令を受けた特定の従業員は、所属長の指揮命令を受けないものとします。また、当該従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査役の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとします。

(8) **取締役及び従業員並びに子会社の取締役等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

①監査役は、取締役会その他重要会議に出席し、必要に応じて意見を表明するものとします。

②当社の役職員、子会社の役職員又はこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、監査役もしくは総務部門に報告するものとします。

③監査役は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めるができるものとします。

④当社は、当社の監査役へ報告を行った当社の役職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとしております。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社の役職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとしております。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し、監査の実効性を担保するための費用について予算に計上し、監査役が費用の前払い又は事後の支払い等の請求をした時は、速やかに当該費用又は債務の処理をしなければならないものとしております。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役会は、監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするために、いつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができるようになるとともに、監査役の社内の重要な会議への出席を拒まないものとします。

②また、監査役は、内部監査室と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人、顧問弁護士と意見交換等を実施できるものとします。

当社における上記業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりです。

- (1)月に1回取締役会を開催し、各部門から業績に関する報告が行われるとともに、子会社の状況についても適宜報告が行われております。また、経営会議を週1回開催し、日常の業務執行の確認や協議を行っており、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。
- (2)各監査役は取締役会に参加し、適宜意見を述べております。
- (3)社外取締役は、任意で監査役会に出席することができ、情報収集、情報交換ができるようにしております。
- (4)四半期に1回、取締役、監査役が出席するリスク・コンプライアンス委員会を開催し、社内におけるリスクの洗い出しやその対応方針の決定、コンプライアンスに関する状況報告と必要に応じた対策の立案や実施をしております。
- (5)監査役、会計監査人及び内部監査室は定期的なミーティングを開催し、情報の交換を行っております。
- (6)内部監査室は内部統制システムの運用についての重要な不備がないかモニタリングを継続的に行っております。
- (7)内部監査室及び総務担当部門が中心となり、当社の各部門に対してコンプライアンス研修を実施するなど、コンプライアンスに対する意識付けを行っております。

会社の支配に関する基本方針

I.当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為（Ⅲ.2.（1）に定義します。）であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付行為の提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。ただし、株式の大規模買付行為の提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付行為の提案者との交渉などをを行う必要があると考えています。

II.当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みについて

1. 企業価値向上その他の当社の財産の有効な活用のための取組み

当社は、「よりよい人生をつくる。」という企業理念を掲げ、お客様が求める独自のサービスを創出し、提供することで成長を続けています。とくに、近年では既存事業と相乗効果が高く、市場拡大が見込める領域への投資も積極化し、事業領域は婚活、カジュアルウェディング、ライフ＆テック、地方創生と多岐に広がることとなりました。さらに、各領域では多様化する価値観にあわせて事業を深耕し、婚活領域は高付加価値な結婚相談所にとどまらず、エントリー型の婚活パーティーやマッチングアプリ、企業や地方自治体向けソリューション提供等、様々なサービスを展開するに至っています。加えて、カジュアルウェディング領域は、新たな挙式披露宴や結婚式二次会にとどまらず、少人数挙式、会費制パーティー、フォトウェディング等のサービスラインアップを拡充し、結果としてカジュアルウェディングの全顧客ニーズに対応できる体制となりました。この結果、当社婚活やカジュアルウェディングサービスを利用し、ご成婚、あるいは結婚式をされるお客様は年間約7,400組を数えることとなり、今後はお客様の結婚後の生活品質向上を担うライフスタイル領域の業容拡大も企図しています。こうした積み重ねにより、当社では将来にわたり企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化その他の適切な企業集団の形成のための取組み

（1）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業価値の最大化を図るにあたり、各ステークホルダーとの関係強化及び経営統治・内部統制機能の充実を図ることが、当社のコーポレート・ガ

バナンスに対する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最重要項目と位置付けています。意思決定の迅速化・活性化、業務執行に対する監督機能の強化、取締役に対する経営監視機能の強化、及び内部統制システムを整備することで、会社の透明性、公正性を確保し、各ステークホルダーへ適正かつタイムリーな情報開示に努めています。

(2) コーポレート・ガバナンス体制

ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めていくためには、経営における「執行と監督の分離」が最も効果的であると考え、当社経営陣の監督機関としての取締役会及び監査役会を設置しています。取締役会は取締役4名（うち社外取締役2名）で構成し、毎月1回以上開催し、経営の基本方針、法令により定められた事項、業務執行に関する重要事項を決定しています。また、取締役はその役割と責任を明確にするため任期を1年としています。

上記に加え、業務執行に関する重要事項の決定、重要経営事項の事前審議、情報の伝達及び共通理解、リスクに関する検討等を目的とした経営会議を設置しています。また、内部監査機能の充実を図るため各取締役、各事業部門の監査機関として代表取締役社長直属の組織である内部監査室を設置し、内部監査計画に基づき、監査を実施し、その結果は代表取締役社長に報告され、指摘事項の改善状況の確認等を行っています。内部監査については、代表取締役社長直属の組織として内部監査室を置き、内部監査規程に基づいて、また監査役会や監査法人と連携を取りながら、業務の運営が効率的、合理的に行われているかを検証、評価し、改善すべき点については改善指示を出し、その後改善の様子をモニタリングすることにより、当社の業績の改善、経営の効率化に資することを目的として、内部監査を実施しております。内部監査は、各部署に対して年1回以上行えるように監査計画を策定し、監査結果については、代表取締役社長と被監査部門に報告するとともに、業務改善に向けた助言・勧告を行っており、内部統制が有効に機能するように努めています。

監査役会は監査役3名（うち社外監査役3名）で構成し、原則毎月1回開催しています。また、監査役会で選定された常勤監査役は、取締役会のみならず、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況の監査などを行っています。この他、リスクに対して組織的かつ適切な対策を講じるため、リスク管理とコンプライアンスを一体で推進することを目的とし、代表取締役社長を委員長とする独立したリスク・コンプライアンス委員会を設置し、委員会を3カ月に1回以上開催し、リスク情報を早期に把握・共有することでリスクの顕在化の未然防止に努めています。

(3) 内部統制システムの整備

経営の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、諸法規等の遵守のため、職務分掌及び内部牽制の考え方を基礎に、業務特性やリスクに応じた各種の統制を導入しています。また、これらの内容を取締役会にて、「内部統制システムに関する基本方針」として定めた上で、これに基

づき、諸規程を定め、適正に運用を行っています。さらに、内部監査室主導で内部監査を実施し、所定の内部統制が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、絶えずその改善・強化に努めています。諸法規等の遵守に関しては、内部監査室が動向を把握し、また顧問弁護士等の外部専門家との適切なコミュニケーションにより、徹底に努めています。

III.基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2021年2月1日付け取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者（以下、「不適切者」といいます。）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号口（2））の一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、また、2021年6月22日に開催の株主総会において本プランのご承認を頂いております。なお、本プランは、本定時株主総会終結の時に終了します。（この点について、V.備考もご確認ください。）本プランの具体的な内容は以下の通りです。

1. 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付者に対して、警告を行うものです。なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社と利害関係のない社外取締役、社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時適切に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

2. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

①対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付者は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上

となる買付け

- (ii) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特定株主グループの株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

②意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

③本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。なお、当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付行為の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、当社取締役会による評価・検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大規模買付者に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示

いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、大規模買付者が出現した場合において、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑥取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。ただし、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集することなく、対抗措置の発動を決議します。

当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。株主意思確認総会における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとし、賛否を決するものとします。

当社取締役会は、上記の各決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑦対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について速やかに情報開示を行います。

⑧大規模買付行為の開始

大規模買付者は、本プランに規定する手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(2)本プランにおける対抗措置の具体的な内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することができます。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後、本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3)本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会終結の時に終了します。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点での変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、隨時、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくこと

といたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

IV.具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本プランは、2021年2月1日付けの当社取締役会の決議により導入されたものですが、当社の株主総会における本プランの変更又は廃止の決議により廃止することができるなど、株主の総体的の意思によってこれを変更又は廃止できる手段が設けられており、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める株主意思の原則を充足していると判断しております。

V.備考

本定時株主総会の第3号議案「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）の継続の件」が決議された場合、同議案に基づき内容を一部改定のうえ、本プランの有効期間は、2027年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで延長されます。

株主資本等変動計算書

(2023年4月 1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	44,201	201	906,064	906,265
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	201	201		201
欠損墳補			△804,708	△804,708
当期純利益				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	201	201	△804,708	△804,507
当期末残高	44,402	402	101,355	101,757

	株主資本				純資産合計	
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益 剰余金					
当期首残高	△804,708	△804,708	△59	145,698	145,698	
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)		—		402	402	
欠損墳補	804,708	804,708		—	—	
当期純利益	3,469	3,469		3,469	3,469	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		—		—	—	
当期変動額合計	808,178	808,178	—	3,871	3,871	
当期末残高	3,469	3,469	△59	149,569	149,569	

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

□ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は
移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方
法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、建物（建物附属設備は除く。）及
び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を
採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び建物附属設備 3～18年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

のれん 11年～12年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①婚活事業

婚活事業においては、会員に対して種別等に応じたサービスを提供することを履行義務としています。会費等については時の経過に基づき、また各種利用料については利用に応じて履行義務が充足されると判断しており、したがって会費等については契約期間等にわたって収益を認識し、各種利用料については利用状況に応じて月の収益として認識しています。

なお、取引の対価は概ね各月において履行義務の充足前に前受けする形、もしくは履行義務の充足時点から概ね2ヶ月以内に受領しています。

②カジュアルウェディング事業

カジュアルウェディング事業においては、結婚式等のサービスを提供することを履行義務としています。サービスの提供を行った時点で履行義務が充足されると判断しており、したがって施行時に収益として認識しています。

なお、取引の対価は概ね各月において履行義務の充足前に前受けする形、もしくは履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しています。

収益は顧客との契約において約束された対価から値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理を適用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金

ハ ヘッジ方針

将来の金利市場における変動リスクを回避する目的で実施しております。経営の安定化に寄与すると判断し取り組んでおり、投機的な取引は行わない方針です。

二 ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却を行っております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

従来、「投資その他の資産」の「子会社株式」と表示していた科目名称を、より適切な表示とするために、当事業年度より「関係会社株式」に変更しております。

(重要な会計上の見積り)

カジュアルウェディング事業のれん及び固定資産の減損

①当年度の計算書類に計上した金額

- ・帳簿価額1,549百万円

②固定資産の減損損失の認識の要否

- ・算出方法

新型コロナウイルス感染症による影響を大きく受けたカジュアルウェディング事業は未だ回復途上にあることから、減損の兆候があると判断しております。カジュアルウェディング事業のれんについては、残存償却年数にわたる割引前将来キャッシュ・フローの総額がのれんの帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。カジュアルウェディング事業の固定資産については、資産グループ毎の割引前将来キャッシュ・フローを見積もり、資産グループの帳簿価額を超えないと判断された固定資産について減損損失を計上しております。

・主要な仮定

減損損失を認識するかどうかの判定において用いられる将来キャッシュ・フローについては、経営者が承認した事業計画をもとに算定しております。なお、将来キャッシュ・フローの見積には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたブライダル市場の回復予測等に基づく施行数、単価及び粗利率の見積もり、及びこれらにかかる不確実性の程度の見積もり、並びに人件費の潜在的な上昇可能性の見積を反映させております。

・翌事業年度の計算書類に与える影響

減損損失の認識に当たっては、将来の収益性等を慎重に検討しておりますが、将来において経営・市場環境の変化等により将来キャッシュ・フローの見積額の前提としたカジュアルウェディング事業の事業計画における各サービス（スマ婚、2次会くん、フォトウェディング）の施行数、単価または粗利率等の重要な未達の発生や人件費をはじめとした各種費用の想定外の上昇が発生した場合には、回収可能価額が減少し、翌事業年度における減損損失の発生により重要な影響を与える可能性があります。

(会計上の見積りの変更)

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、当社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。この見積り変更による増加額43,322千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	200,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	200,000千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(流動負債)

未払金 228千円

(固定負債)

関係会社長期借入金 11,329千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引

販売費及び一般管理費 104千円

営業取引以外の取引

営業外費用 113千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	26,259,100	6,000	—	26,265,100
自己株式				
普通株式	129	—	—	129

(注) 普通株式の発行済株式数の増加6,000株はストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権、自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
提出会社 (親会社)	2015年ストック・オプションとしての新株予約権(第6回)	—	—	—	—	(注)
	合計	—	—	—	—	—

(注) 当社はストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金及び設備投資資金について必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、一時的な余剰資金の運用については安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金、敷金及び長期貸付金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の債券であり、発行体の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後12年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、売掛金、敷金及び長期貸付金について、経理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該時価が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」「未払金」の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券			
	30,000	30,000	—
(2) 敷金 (※)	340,171	320,903	△19,267
資産計	370,171	350,903	△19,267
(3) 長期借入金 (※)	3,032,876	3,032,125	△750
負債計	3,032,876	3,032,125	△750

(※) 敷金には1年内回収予定の敷金を、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金をそれぞれ含んでおります。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,691,554	—	—	—
売掛金	722,327	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち、満期があるもの				
債券（社債）	30,000	—	—	—
敷金	10,500	119,467	90,878	119,324
合計	2,454,381	119,467	90,878	119,324

2. 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	843,075	—	—	—	—	—
長期借入金	948,337	458,913	863,587	134,231	112,568	515,238
合計	1,791,413	458,913	863,587	134,231	112,568	515,238

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 社債	—	30,000	—	30,000
資産計	—	30,000	—	30,000
該当事項はありません。	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	320,903	—	320,903
資産計	—	320,903	—	320,903
長期借入金	—	3,032,125	—	3,032,125
負債計	—	3,032,125	—	3,032,125

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券（社債）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因是、税務上の繰越欠損金及び減価償却超過額等であり、繰延税金負債の発生の主な原因是、資産除去債務に対する除去費用であります。

(持分法損益等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 子会社

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計
	婚活事業	カジュアル ウェディング 事業	ライフ&テ ック事業	地方創生 事業	計	
婚活サービス	2,106	—	—	—	2,106	2,106
カジュアルウェディングサービス	—	3,042	—	—	3,042	3,042
ライフ&テック サービス	—	—	231	—	231	231
地方創生サービス	—	—	—	217	217	217
顧客との契約から生 じる収益	2,106	3,042	231	217	5,597	5,598
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	2,106	3,042	231	217	5,597	5,598

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高

契約負債は主にサービス提供前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	717百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	722百万円
契約負債（期首残高）	66百万円
契約負債（期末残高）	122百万円

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 5.69円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 0.13円 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。